

食安監発0830第1号
平成23年8月30日

神戸市保健福祉局長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

米国産生鮮セロリの回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりピフェントリン（0.10 ppm）を検出し、食品衛生法第11条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済との報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されないよう対応方よろしくをお願いします。また、対応終了後その概要を当課あてご報告いただくようあわせてをお願いします。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しています。

記

品名	生鮮セロリ
届出数量	128カートン 2.90トン
輸出国	アメリカ合衆国
産地又は製造者	アメリカ合衆国
輸入者	株式会社ユニオン 兵庫県神戸市中央区明石町44
届出先	東京検疫所川崎検疫所支所 食品監視課
届出年月日	平成23年 8月18日
輸入届出受付番号	第32100511080号3欄
検査結果	ピフェントリン（0.10 ppm）検出
違反確定日	平成23年 8月29日